



RCR STD-31

空中線電力1mW以下の陸上移動業務の
無線局（作業連絡用）の無線設備

VOICE COMMUNICATION RADIO EQUIPMENT
OF A BUSINESS ACTIVITY
(1mW AND LESS CONDUCTED POWER)
FOR LAND MOBILE RADIO STATION

標 準 規 格

ARIB STANDARD

RCR STD-31 4.0版

1992年 7月31日 策 定
2020年 9月28日 4.0改定

一般社団法人 電 波 産 業 会
Association of Radio Industries and Businesses

まえがき

一般社団法人電波産業会は、無線機器製造者及び利用者の参加を得て、各種の電波利用システムに関する無線設備の標準的な仕様等の基本的な技術的条件を「標準規格」として策定している。

標準規格は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術基準と、併せて無線設備の適正品質、互換性の確保等、無線機器製造者及び利用者の利便を図る目的から策定される民間の任意基準をとりまとめて策定される民間の規格である。

本標準規格は、「空中線電力 1mW 以下の陸上移動業務の無線局（作業連絡用）の無線設備」について策定されたもので、策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器製造者、利用者等利害関係者の参加を得た当会の規格会議の総意により策定されたものである。

本標準規格が、無線機器製造者、利用者等に積極的に活用されることを希望する。

注意：

本標準規格では、本標準規格に係る必須の工業所有権に関して特別の記述は行われていないが、当該必須の工業所有権の権利所有者は、「本標準規格に係る工業所有権である別表 1 及び別表 2 に掲げる権利は、別表 1 及び別表 2 に掲げる者の保有するところのものであるが、本標準規格を使用する者に対し、別表 1 の場合には一切の権利主張をせず、無条件で当該別表 1 に掲げる権利の実施を許諾し、別表 2 の場合には適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に当該別表 2 に掲げる権利の実施を許諾する。ただし、本標準規格を使用する者が本標準規格で規定する内容の全部又は一部が対象となる必須の工業所有権を所有し、かつ、その権利を主張した場合、その者についてはこの限りではない。」旨表明している。

RCR STD-31

別表 1

(なし)

(第一号選択)

別表 2

(なし)

(第二号選択)

目次

まえがき

第1章 一般事項.....	1
1.1 概 要.....	1
1.2 適用範囲.....	1
1.3 準拠文書.....	2
第2章 標準システム.....	3
2.1 標準システムの構成.....	3
第3章 無線設備の技術的条件.....	11
3.1 一般条件.....	11
3.2 送信装置.....	14
3.3 受信装置.....	16
3.4 制御装置の技術的条件.....	17
3.4.1 選択呼出装置.....	17
3.4.2 キャリアセンス.....	18
3.4.3 送信時間制限装置.....	19
3.4.4 回線接続手順.....	19
3.5 回線補償装置.....	19
3.6 混合分配装置.....	19
3.7 空中線.....	19
3.8 その他.....	20
第4章 測 定 法.....	21
参考資料 特定無線設備の技術基準適合証明に係る試験項目.....	23

改定履歴